

請求債権目録

(扶養義務等に係る定期金債権等)

- 法務局
所属公証人 作成令和 年第 号
- 地方法務局

公正証書の執行力ある正本に表示された下記金員及び執行費用

記

- 1 確定期限が到来している債権及び執行費用 金 円
- (1) イ 金 円
- ただし、債権者、債務者間の についての
令和 年 月から令和 年 月まで1か月金 円
の養育費の未払分（支払期 日）
- ロ 金 円
- ただし、債権者、債務者間の についての
令和 年 月から令和 年 月まで1か月金 円
の養育費の未払分（支払期 日）
- ハ 金 円
- ただし、債権者、債務者間の についての
令和 年 月から令和 年 月まで1か月金 円
の養育費の未払分（支払期 日）
- (2) 金 円 ただし、執行費用
- | | |
|--------------|----------|
| (内訳) 本申立手数料 | 金 4,000円 |
| 本申立書作成及び提出費用 | 金 1,000円 |
| 差押命令正本送達費用 | 金 2,941円 |
| 資格証明書交付手数料 | 金 円 |
| 送達証明書申請手数料 | 金 円 |
| 執行文付与申請手数料 | 金 円 |

(注) 該当する事項の□にレを付する。

2 確定期限が到来していない定期金債権

- (1) 令和 年 月から令和 年 月（債権者、債務者間の
が満 歳に達する月）まで、 限り金 円ずつ
の養育費
- (2) 令和 年 月から令和 年 月（債権者、債務者間の
が満 歳に達する月）まで、 限り金 円ずつ
の養育費
- (3) 令和 年 月から令和 年 月（債権者、債務者間の
が満 歳に達する月）まで、 限り金 円ずつ
の養育費

【記載例】 請求債権目録

(扶養義務等に係る定期金債権等)

- 東京法務局
所属公証人 山田一郎 作成令和元年第123号
 地方法務局

公正証書の執行力ある正本に表示された下記金員及び執行費用

記

- 1 確定期限が到来している債権及び執行費用 金 190,491 円
- (1)イ 金 60,000 円
ただし、債権者、債務者間の 長女 ×× についての令和元年5月
から令和元年7月まで1か月金20,000円の養育費の未払分（支払
期毎月末日）
- ロ 金 60,000 円
ただし、債権者、債務者間の 長男 ×× についての令和元年5月
から令和元年7月まで1か月金20,000円の養育費の未払分（支払
期毎月末日）
- ハ 金 60,000 円
ただし、債権者、債務者間の 二女 ×× についての令和元年5月
から令和元年7月まで1か月金20,000円の養育費の未払分（支払
期毎月末日）
- (2) 金 10,491 円 ただし、執行費用
- | | | |
|------|--------------|-----------|
| (内訳) | 本申立手数料 | 金 4,000 円 |
| | 本申立書作成及び提出費用 | 金 1,000 円 |
| | 差押命令正本送達費用 | 金 2,941 円 |
| | 資格証明書交付手数料 | 金 600 円 |
| | 送達証明書申請手数料 | 金 250 円 |
| | 執行文付与申請手数料 | 金 1,700 円 |

(注) 該当する事項の□にレを付する。

2 確定期限が到来していない定期金債権

- (1) 令和元年8月から令和10年10月（債権者，債務者間の長女 ××が満20歳に達する月）まで，毎月末日限り金20,000円ずつの養育費
- (2) 令和元年8月から令和12年3月（債権者，債務者間の長男 ××が満20歳に達する月）まで，毎月末日限り金20,000円ずつの養育費
- (3) 令和元年8月から令和15年11月（債権者，債務者間の二女 ××が満20歳に達する月）まで，毎月末日限り金20,000円ずつの養育費